

学校法人中内学園情報セキュリティ対策基本方針

(目 的)

第1条 学校法人中内学園及び流通科学大学（以下「本学園」という。）は、本学園の理念である「流通を科学的に研究教育することを通じて、世界の平和に貢献し、真に豊かな社会の実現に貢献できる人材を育成する」ことを実現するため、本学園の教職員、学生及び関係者は、研究教育活動のために本学園の保有する多様な情報資産のより一層の公開と情報システムの利便性向上を求めている。一方、情報の漏洩や破壊等により情報資産が侵害されれば、本学園に対する社会からの信頼喪失につながりかねない危険性がある。したがって本学園は、この2つの視点すなわち本学園の保有する情報資産の活用と保護という要求を同時に満たすためには、情報資産のセキュリティを高めなければならないという認識のもとに、本学園で扱う情報及び情報システムを対象に情報セキュリティ対策を実施する。

(方 針)

第2条 前条の目的を達するため、本学園は情報セキュリティ対策基本規程（以下、「対策基本規程」という。）、情報セキュリティ対策基準（以下、「対策基準」という。）及びその他の規程等の定めるところにより、以下の対策を行う。

- (1) 情報セキュリティ対策の実施体制の整備
- (2) 規程・実施手順等の整備
- (3) 関連する法令の遵守（不正アクセス禁止法、プロバイダ責任制限法、著作権、個人情報保護法等）
- (4) 情報及び情報システムの保護
- (5) 情報システムや情報サービスの管理・運用
- (6) インシデントへの対処
- (7) 利用者への啓発・教育
- (8) (1)～(8)を含む情報セキュリティマネジメントの実施

(義 務)

第3条 本学園の情報及び本学園で扱う情報システムを利用する者、管理・運用の業務に携わる者は、本方針、対策基本規程、対策基準及びその他の規程等を遵守

しなければならない。

(罰 則)

第4条 本方針に基づき定められる規程等に違反した場合の利用の制限および罰則は、本学園が定める就業規則に則って行うほか、それぞれの規程に定めるところによる。

附 則

- 1 この方針は、令和6年5月25日から施行する。
- 2 学校法人中内学園情報セキュリティポリシー規程は、令和6年5月24日をもって廃止する。